

令和6年9月12日  
青森市市民部生活安心課長

## 「秋の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます

「秋の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。



### 期間

令和6年9月21日（土）～30日（月）までの10日間  
このうち9月30日（月）は交通事故死ゼロを目指す日

### 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 行事日程

別添資料「行事・活動日程」をご覧ください。  
(※期間前後の行事も含まれます。)



# 青森市交通安全対策協議会

# 令和6年秋の全国交通安全運動実施要綱

## 目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期間

9月21日(土)から9月30日(月)まで(10日間)

【9月30日(月)は交通事故死ゼロを目指す日】

## 運動重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。



## 運動重点に関する主な推進項目

### 重点1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

#### (1)歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LED ライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



#### (2)歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- イ 歩行中幼児・児童(小学生)の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童(小学生)への教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

### 重点2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

#### (1)夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴(日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

## (2) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- ア 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- イ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進
- ウ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進



## (3) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進



## (4) 妨害運転等の防止対策

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

## (5) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど)等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

## (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締め付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

## (7) 二輪車の交通事故防止対策



ア 二輪車の特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

### 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### (1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底及び正しい着用方法の周知に向けた広報啓発の推進
- イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の促進
- ウ 幼児同乗中自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

#### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化)の周知

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- オ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)の規定(令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)についての周知

#### (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- イ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進



# 令和6年 秋の全国交通安全運動行事・活動日程(期間前後含む)

## 運動期間

令和6年9月21日(土)～9月30日(月) <交通事故死ゼロを目指す日9月30日(月)>

## 運動の重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

※下記日程等は、天候、その他の理由により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
1	交通マナーアップ 作戦	9月24日(火) 15:00～ 久栗坂駐車帯 (東バイパス)	通過車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊 ほか	青森交通安全協会 Tel017-777-2815
2	青森緑十字会 広報活動	9月25日(水) 15:00～ さくら野百貨店 青森店前	チラシ・反射材等を配布して交通安全を呼びかけるとともに、安全運動の周知を図る。	青森緑十字会、 青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
3	自転車利用者 広報活動	9月30日(月) 15:00～ 旧イトーヨーカドー 青森店前(歩道上)	自転車利用者にチラシ等を配布し、自転車乗用中の事故防止を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊 ほか	
4	レッドストーム作戦	9月30日(月) 16:10頃 280号バイパス	スピードを出しがちな箇所では赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
5	安全協会青年部 広報活動	9月27日(金) 18:30～ カブセンター西青森店前	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部	
6	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
7	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊	
8	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町内回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部	
9	のぼり旗の掲示	運動期間中 市内全域	「安全運動実施中」・「シートベルト着用」等ののぼり旗を掲示し、運動の周知徹底を図る。	青森交通安全協会 各支部	
10	交通安全・防犯 のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置し交通安全の高揚を図る。	町会、 地区連合町会	-
11	各地区の交通安全 決起大会又はパ レード等の実施	運動期間中 市内各所	交通安全決起大会又はパレード等を実施し、地域住民の交通安全の意識の向上を図る。	青森市町会連合会、 地区連合町会	青森市町会連合会 Tel017-734-2584
12	秋の 交通安全運動の 周知活動	運動期間中 事業所内	適性診断受診者へ「夕暮れ時と夜間の注意力向上」を周知する。	独立行政法人 自動車事故対策機 構	独立行政法人 自動車事故対策機構 Tel017-739-0551
13	ホームページ等による周知	期間中 (期間外も実施)	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山の影響について、的確な実況監視を行う。また、関係機関道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel017-741-7413
14	職場における交通 安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの機会あるごとに交通法規遵守を確認し、特に信号のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を呼びかける。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel017-741-7412

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合先
15	「令和6年秋の全国交通安全運動」県民総決起大会	9月10日(火) 11:00~11:40 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通道徳の向上と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止の徹底を期することを目的として開催する。 ・交通安全メッセージ伝達 ・交通機動隊パトロール出発 等	青森県、青森県交通安全協議会 ほか	
16	広報活動	期間前~期間中 各種広報媒体	新聞広告(県内3紙)、ラジオ(県広報番組)、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	青森県 交通・地域社会部 地域生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
17	敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2024	9月1日~ 9月30日	「青森県反射材大作戦」の一環として、敬老の日の贈り物に反射材やヘルメットを選んでもらうことで、高齢者に反射材やヘルメットの着用を促すキャンペーンを実施する。	青森県、青森県交通安全協議会 ほか	
18	のぼり旗の設置	運動期間中 青森市内 日本郵便(株)各郵便局	のぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、地域の皆さまに交通安全を呼びかける。	日本郵便株式会社	青森中央郵便局 Tel017-775-5545 青森西郵便局 Tel017-781-0600
19	ポスターの掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森中央郵便局 青森西郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。		
20	会長書簡の送付	運動期間前に 書簡発出	会員事業所に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転管理事業主会、青森地区安全運転管理者協会	
21	役員会の開催	9月12日(木) 11:00~ ホテル青森	役員に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転管理者協会	青森地区安全運転管理者協会事務局 Tel017-774-5050
22	事業所訪問	9月中 安全運転管理者 選任事業所	安全運転管理者選任事業所を訪問し、安全運転管理状況を確認するとともに、交通安全・事故防止活動の推進を促す。		
23	新入社員等交通事故防止セミナー	10月9日(水) 14:00~ 青森県総合社会 教育センター	会員事業所の新入社員に対して、危険予知能力と交通安全意識を向上させ、業務中の交通事故防止を図る。	青森地区安全運転管理事業主会、青森地区安全運転管理者協会	
24	のぼり旗の掲示	運動期間中 全会員事業所	・事故防止について各事業所へ文書発信 ・のぼり旗・ポスターの掲示 (各事業所が秋の全国交通安全運動実施結果を青森支局へ報告する。)		
25	踏切事故防止訓練会への参加	9月27日(金) (雨天中止)	東日本旅客鉄道(株)が主催する踏切通行における緊急時の取り扱いについての訓練参加 【訓練内容】 ・踏切内トリコ脱出訓練 ・踏切故障時の遮断かんの取り扱い ・発炎筒による列車停止の訓練	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 Tel017-729-3000
26	交通事故防止及び労働災害事故防止について安全研修会の開催	9月10日(火) ※会場都合により 日程変更あり	会員を対象に、交通事故防止及び労働災害事故防止について外部講師による研修会の実施。		
27	のぼり旗の掲示	運動期間中 各小学校	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼び掛ける。	各小学校	各小学校
28	校門付近での登校指導	学校によっては通年 各小学校	子どもに声をかけることで交通安全への意識高揚を図る。		
29	看板、のぼり旗の掲示	運動期間中 青森県自動車会議所	看板、のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会	(一社) 青森県自動車会議所 Tel017-776-4211

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
30	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 Tel017-782-7272
31	卒業時の安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を再度呼びかける。		
32	高齢者講習受講者への安全講話	運動期間中	高齢者講習において自動車運転中だけでなく自転車乗車中や、歩行中の事故防止を強く呼びかけ、注意を促す。		
33	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗や看板を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
34	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel017-736-2061
35	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受験合格者、高齢者講習受講者に対して、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。		
36	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し地域住民及び通学する在校生に、交通安全運動期間中であることを呼びかける。		
37	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel017-736-3371
38	在校生・受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	通学する教習生及び講習受講者に、事故防止を呼びかけるとともに自転車利用時のヘルメット着用及び交通ルール遵守について啓発活動を行う。		
39	講習受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者に運動期間の事故・違反防止を呼び掛けるとともに、反射材を無料配布し、「反射材活用」の啓発活動を行う。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel017-736-3371
40	踏切事故防止訓練の実施	9月24日(火) 10:00~12:00 青い森鉄道構内 モーリー踏切	訓練内容 ・踏切支障報知装置取扱い訓練 ・携帯用信号煙管による列車停止訓練 ・踏切内閉じ込め時の脱出訓練	JR東日本青森営業 統括センター、青い 森鉄道(株) ほか	青森地区センター Tel017-722-1175
41	交通安全・事故防止の呼びかけ・自転車の点検を推奨	運動期間中 会員店舗等	来店したお客様へ自転車の点検を実施しながら、自転車も早めのライト点検を促す。また依頼のあった学校等で無料点検を実施する。	青森県自転車組合	青森県自転車組合 Tel017-734-5988
42	交通安全事故防止の呼びかけ	運動期間中 会員店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間中の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車普及 及安全協会	青森地区二輪車普及 及安全協会 Tel017-739-8255
43	大型車両等の通行についての指導取締り	9月 管理国道	建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため現場点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 Tel017-734-4573 青森地区国道維持管理 室 Tel017-734-4530



	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
44	県下一斉早朝 交通安全祈願祭	9月20日(金) 6時30分～ 廣田神社	秋の全国交通安全運動を実施するにあたり、交通安全を願って協会役職員と関係団体が神社において早朝祈願祭を実施する。	(一社)青森自動車協会	(一社)青森自動車協会 Tel017-739-3645
45	市民交通安全の日 街頭活動	9月2日(月) 13:30～14:00 新町パサージュ広場前	チラシ・反射材等を通行人に配布し、交通事故防止を呼びかける。	青森市交通安全母の会、青森市	
46	高齢者交通安全の日 街頭活動	9月13日(金) 13:30～14:00 新町パサージュ広場前	チラシ・反射材等を通行人に配布し、交通事故防止を呼びかける。		
47	交通安全のぼり旗 ロード作戦	9月20日(金) 7:20～7:50 国道4号 青森市役所 本庁舎前歩道	交通安全運動の周知徹底を図るため決起大会を行った後、国道4号沿いにのぼり旗を持って立ち、交通安全を呼びかける。	青森市、青森交通安全協会、青森地区安全運転管理者協会、青森交通指導隊、青森市交通安全母の会、青森自動車協会、青森市町会連合会、青森警察署 ほか	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258
48	広報あおもりでの 周知	9月号 市内全世帯へ配布	秋の全国交通安全運動について掲載し、運動の周知を図るとともに交通安全意識の高揚を図る。	青森市	
49	幼児等に対する 交通安全教室	期間中	市の交通安全教育指導員が、保育園等の幼児・教職員等を対象に交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る。		
50	書簡による交通 安全運動の周知	期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、秋の全国交通安全運動の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
51	大型小売店舗等 での広報活動の推 進	期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけを依頼し、交通安全意識の高揚を図る。		
52	交通安全啓発 活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。また、併せて9月30日の交通事故死ゼロを目指す日の広報を行う。		
53	自転車安全利用の 呼びかけ	期間前 中学校、高等学校	市内の中学校、高等学校に対し、書簡で自転車の安全利用の呼びかけと自転車安全利用五則の周知を図る。		
54	警戒走行・街頭活動 の強化	運動期間中 青森警察署管内	運動期間中、警戒走行を行うとともに、通勤時間帯に幹線道路において警戒走行等の街頭活動を実施する。		青森警察署

## 青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256